

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 2月21日
【会社名】	日本ヒューム株式会社
【英訳名】	NIPPON HUME CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野村 静夫
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目33番11号
【電話番号】	(03)3433 4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 石井 孝雅
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目33番11号
【電話番号】	(03)3433 4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 石井 孝雅
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 134,050,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	350,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株

- (注) 1 平成24年2月21日（火）開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	350,000株	134,050,000	
一般募集			
計(総発行株式)	350,000株	134,050,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
383		1,000株	平成24年3月8日（木）		平成24年3月9日（金）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日本ヒューム株式会社 経理部	東京都港区新橋五丁目33番11号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目1番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
134,050,000		134,050,000

(注) 1 発行諸費用の概算には、消費税等は含まれておりません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額134,050,000円につきましては、平成24年4月以降順次、当社の工場関係の設備投資に充当する予定であります。また、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下の通りであります。

なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座で管理いたします。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
工場関係設備投資	134,050,000	平成24年4月～平成25年3月
環境対策投資 省資源、省エネルギーを目的とした設備投資費用であり、主な設備として小型貫流ボイラーの導入費用及び各種工場設備（変電設備等）の更新費用に充当	56,000,000	
効率化投資 製造時間短縮や老朽機器の更新による効率改善を目的とした設備投資費用であり、主な設備としてパイル鉄筋編成機の新設費用及び各種工場設備（パッチャープラント計量器、操作盤等）の更新費用に充当	78,050,000	

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	丸全昭和運輸株式会社	
	本店の所在地	横浜市中区南仲通二丁目15番地	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第109期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月29日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第110期第1 四半期 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) 平成23年8月11日関東財務局長に提出 事業年度 第110期第2 四半期 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年11月11日関東財務局長に提出 事業年度 第110期第3 四半期 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年2月10日関東財務局長に提出	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	人事関係	該当事項なし	
	資金関係	該当事項なし	
	技術又は取引関係	該当事項なし	

c 割当予定先の選定理由

当社は、コンクリート二次製品の製造販売を主要な事業としております。コンクリート二次製品のような大型重量物に対する顧客満足度を向上させるには、製品本体の品質向上はもちろんのこと、納品に当たっての輸送品質の向上を図ることが不可欠であります。輸送品質の向上は、予定通りに安全に輸送することに加えて、納品スケジュールの短縮化や国内外に囚われることなく遠隔地の当社海外拠点から輸送するなどの多様化する顧客の輸送ニーズに応えていくことであります。

丸全昭和運輸株式会社は昭和6年の設立以来一貫して物流を手掛けており、コンクリート二次製品等の大型重量物の取扱いや自らの海外拠点を活用した国際物流においても、豊富なノウハウを有する総合物流企業であります。また、同社は、当社が香港にパイル製造拠点を設立した昭和62年から平成13年に同拠点を閉鎖するまで香港における当社の製品輸送を担うなど、当社と取引実績があり、同社と関係を強化することにより、今後更に多様化していくと思われる顧客の輸送ニーズに対し多くの選択肢を顧客に提示することが可能となり、将来に亘って当社の成長と発展に資するものと考えております。これらの理由から同社を割当予定先に選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定株式数である自己株式 350,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、関係強化の主旨に鑑み、長期的に当社株式を保有する意向であることを口頭で確認しております。また、当社は割当予定先との間で、割当を受けた日から2年間において、当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告する旨、及び当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告し、当該内容が公衆の縦覧に供されることに割当予定先は同意する旨の確約書を締結する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

丸全昭和運輸株式会社は、払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを同社の平成23年6月29日提出の有価証券報告書、平成24年2月10日提出の四半期報告書等から確認しております。

g 割当予定先の実態

丸全昭和運輸株式会社は、東京証券取引所市場第一部に上場しております。当社は、同社が反社会的勢力との関係遮断を宣言している旨を、ヒアリング及び東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」や、同社のホームページ上の公開情報等により確認しており、同社、同社の役員若しくは子会社又は同社の主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、平成24年2月21日開催の取締役会決議の直前日である平成24年2月20日の東京証券取引所における当社株式の終値である383円といたしました。

当該処分価額（383円）につきましては、処分決議日の直前1ヶ月間（平成24年1月23日から平成24年2月20日まで）における当社株式の終値の平均値（388円）とのディスカウント率が1.3%、直前3ヶ月間（平成23年11月21日から平成24年2月20日まで）における当社株式の終値の平均値（327円）とのプレミアム率が17.1%、直前6ヶ月間（平成23年8月22日から平成24年2月20日まで）における当社株式の終値の平均値（312円）とのプレミアム率が22.8%となっており、いずれの期間においても、処分価額である383円が特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、当社は、上記処分価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、本自己株式処分に係る取締役会に出席した監査役全員（4名、うち社外監査役3名）から上記算定根拠による処分価額及び払込金額の決定は、当社株式の価値を表わす客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利発行には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の処分数量350,000株は、当社発行済株式総数29,347,500株に対して1.2%（平成23年9月30日時点の総議決権数25,283個に対する割合は1.4%）であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。

本件により自己資本が増強されるとともに、有利子負債の増加抑制につながることで、また、当社にとって割当予定先との関係強化を図ることとなり、当社の企業価値向上に資するものと考えられます。従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場2丁目3番5号	3,420	13.53%	3,420	13.34%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,388	5.49%	1,388	5.41%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	1,245	4.92%	1,245	4.86%
日本上下水道設計株式会社	東京都新宿区富久町6番8号	1,009	3.99%	1,009	3.94%
新家 弘良	和歌山県田辺市	979	3.87%	979	3.82%
旭コンクリート工業株式会社	東京都中央区築地1丁目8番2号	930	3.68%	930	3.63%
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	685	2.71%	685	2.67%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	560	2.21%	560	2.18%
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ バリュウ ポート フォリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	555	2.20%	555	2.17%
日工株式会社	兵庫県明石市大久保町江井島1013番地1	500	1.98%	500	1.95%
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	500	1.98%	500	1.95%
計		11,773	46.56%	11,773	45.92%

(注) 本第三者割当増資の大株主構成は、平成23年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

上記の他、平成23年9月30日現在2,843千株を自己株式として所有しております。

なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の議決権数（25,283個）に、本自己株式処分に係る議決権数350個を加えて算出した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第128期）及び四半期報告書（第129期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年2月21日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年2月21日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

第四部 組込情報に記載の有価証券報告書（第128期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年2月21日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

提出日 平成23年7月1日

- (1) 当該株主総会が開催された年月日
平成23年6月29日

- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、普通配当金10円50銭

配当総額 278,313,588円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月30日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、高尾重道、野村静夫、坂村博、宮野川繁男、中屋巳子雄、大川内稔、津田和義、豊口直樹、園部英夫、高橋民樹の各氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を一部変更し、継続するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	19,923	16	6	可決 98.02
第2号議案 取締役10名選任の件				
高尾重道	19,588	348	9	可決 96.37
野村静夫	19,600	336	9	可決 96.43
坂村博	19,607	329	9	可決 96.46
宮野川繁男	19,607	329	9	可決 96.46
中屋巳子雄	19,607	329	9	可決 96.46
大川内稔	19,604	332	9	可決 96.45
津田和義	19,607	329	9	可決 96.46
豊口直樹	19,667	269	9	可決 96.76
園部英夫	19,667	269	9	可決 96.76
高橋民樹	18,522	1,414	9	可決 91.12
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する 対応策(買収防衛策)継続の件	17,099	2,840	6	可決 84.12

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- 1 第1号議案及び第3号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- 2 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第128期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第128期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成24年2月13日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第129期第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月30日

日本ヒューム株式会社

取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 本塚 雄一郎
業務執行社員

代表社員 公認会計士 柴田 博康
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ヒューム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は、請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、当連結会計年度に着手した工事契約から、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用し連結財務諸表を作成している。
2. セグメント情報 事業の種類別セグメント情報（注）6 事業区分の変更に記載のとおり、会社は、従来、不動産の賃貸、管理及び開発事業は「その他事業」に含めていたが、当連結会計年度より、「不動産開発事業」として区分表示することに変更した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本ヒューム株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本ヒューム株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月30日

日本ヒューム株式会社

取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 本塚 雄一郎
業務執行社員代表社員 公認会計士 柴田 博康
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ヒューム株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本ヒューム株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本ヒューム株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月30日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 本塚 雄一郎
業務執行社員

代表社員 公認会計士 柴田 博康
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ヒューム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第127期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針7収益及び費用の計上基準（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は、請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、当事業年度に着手した工事契約から、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日）を当事業年度より適用し財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月30日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 本塚 雄一郎
業務執行社員

代表社員 公認会計士 柴田 博康
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ヒューム株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第128期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本塚 雄一郎 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 博康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ヒューム株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ヒューム株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。